令和３年11月15日

釜石市議会議長　木村琳藏　様

総務常任委員会
委員長　遠藤　幸徳

総務常任委員会行政視察調査報告書

当委員会による視察調査を下記のとおり実施しましたので、報告いたします。

1. 視察項目：固定資産評価審査会委員への不動産鑑定士の任命について
2. 日　時：令和３年11月12日（金）　13：30～14：30
3. 参加者：
4. 相手方：盛岡市財政部市民税課　　課長　加藤　智之　氏
〃　　税制係長　海藤　龍　氏
〃　　主任　千葉　亮　氏
盛岡市議会事務局議事総務課調査係　早野　俊一郎　氏　　ほか
5. 場　所：盛岡市役所３階　議長応接室

6. 目　的

令和３年請願第３号「固定資産評価審査委員会に不動産鑑定士の任命を要求する請願書」の審査に係る情報を収集するため、同委員会に不動産鑑定士を任命している盛岡市を視察したもの。

7. 内　容

固定資産評価審査委員に不動産鑑定士を任命することについて、盛岡市では前任者の退職に際して、広く他業種の方の意見を聞くために同業種の委員（金融機関）の選任を避けること、他の都市では税理士、弁護士、建築士、土地家屋調査士及び不動産鑑定士の選任も多いことから、各種団体から推薦を受けて選任するという方針があった。ただし、任命に当たっては、盛岡市の固定資産課税に関与していないこと、盛岡市の物件を鑑定評価していないことなどを確認した上で任命している。

必ずしも不動産鑑定士を任命すべきというものではなく、固定資産評価審査委員として関わる職種と、経験値が重要ではないかとの指摘があり、委員を同時に新任の方へと引き継ぐことの方が円滑な運営に支障を来すとの見解が示された。

実際に、毎年のように市民からは課税に対して不服を示す方がいるが、賦課を担当する

部署で適切な対応を心掛けることで納得頂けているケースがほとんどであり、固定資産評価審査委員会への申立ての方が少数である。

8. 事業の成果

請願に係る十分な情報が収集できたことから、迅速な請願審査に資するものと思慮される。

9. 所感・課題

固定資産評価審査委員への不動産鑑定士への任命のみならず、賦課業務に係る市民対応の在り方についても議論をする必要性があるのではないだろうか。

仮に、当市においても盛岡市と同様に固定資産評価委員に不動産鑑定士を任命するとなれば、当市の課税に関与されていない方を任命しなければならないこと、当市の不動産等について精通している方が望ましいことを鑑みれば、任命に際しては諸般の課題が残るものと推察される。

令和３年 11 月 12 日　盛岡市議会

（盛岡市議会・竹田議長から歓迎の挨拶をいただく）

（盛岡市・ご担当の方の説明をいただく）